

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年10月29日

鹿児島県知事 殿

提出者

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町神領 2156 番地 1

氏 名 久徳建設 株式会社

代表取締役 久徳 博文

電話番号 099-476-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	久徳建設 株式会社
事業場の所在地	鹿児島県曾於郡大崎町神領 2156 番地 1
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類;建設業 中分類;総合工事業 小分類;一般土木建築工事業
② 事業の規模	前期完成工事高 22億
③ 従業員数	従業員 40人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 産業廃棄物処理手順

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2 産業廃棄物に係る管理体制			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	
	排出量	別紙内訳書	3,484t
	(これまでに実施した取組)		
紙くず：現場に持ち込む資材等の梱包を極力減らす様にして産廃の発生を減量している。 石膏ボード：分別収集とすることで建設混合廃棄物としての産廃の減量を行っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	
	排出量	別紙内訳書	745t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物は工事の受注(工種・内容)により、排出量が大きく左右される事から、産業廃棄物の発生量(目標)が具体的に決定できないが、分別を徹底しリサイクル可能な資源として、再利用の促進をはかる。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	分別している種類;木くず、石膏ボード、コンクリートがら、アスファルトがら		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	現状の分別を推進し、可能なもののリサイクルに努める。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	該当なし	0t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	該当なし	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	該当なし	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	該当なし	0t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	該当なし	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	該当なし	0t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	該当なし	0t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	該当なし	0t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	
	全処理委託量	別紙内訳書	3,484t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙内訳書	17t
	再生利用業者への処理委託量	別紙内訳書	250t
	認定熱回収業者への処理委託量	該当なし	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	該当なし	0t
	(これまでに実施した取組) 分別を推進し、産業廃棄物の発生量を抑制するようにした。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙内訳書	
	全処理委託量	別紙内訳書	745t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙内訳書	5t
	再生利用業者への処理委託量	別紙内訳書	80t
	認定熱回収業者への処理委託量	該当なし	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	該当なし	0t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>分別収集、発生量の抑制を関係者と推進していくと共に、産廃処理業者についても優良認定処理業者や再生利用処理を行う業者を見ながら、優先的に委託業者として選定していくように考慮していきたい。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書 内訳書 (廃棄物の種類が3つ以上ある場合この表を使用してください。)

別紙

数字(t)

廃棄物の種類		廃プラ	木くず	石膏ボード	AS塊	CO塊	他がれき	混廃	汚泥				合計
廃棄物の排出の抑制に関する事項													
①現状(元年度実績)	排出量	2	234	23	101	324	1	315	2,484				3,484
	②計画(2年度計画)	5	200	20	20	100	100	300	0				745
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項													
①現状(元年度状況)	自ら再生利用を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	②計画(2年度計画)	0	0	0	0	0	0	0	0				0
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項													
①現状(元年度状況)	自ら熱回収を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	自ら中間処理により減量する量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
②計画(2年度計画)	自ら熱回収を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	自ら中間処理により減量する量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
自ら行う産業廃棄物の埋立処分													
①現状(元年度状況)	自ら埋立処分を行った量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
②計画(2年度計画)	自ら埋立処分を行う量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
産業廃棄物の処理の委託に関する事項													
①現状(元年度状況)	全処理委託量	2	234	23	101	324	1	315	2,484				3,484
	(内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	0	0	2	0	0	0	15	0				17
	(内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	0	0	0	28	222	0	0	0				250
	(内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	(内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
②計画(2年度計画)	全処理委託量	5	200	20	20	100	100	300	0				745
	(内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	0	0	5	0	0	0	0	0				5
	(内訳)再生利用業者へ委託を委託する量	0	0	0	10	70	0	0	0				80
	(内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	0	0	0	0	0	0	0	0				0
	(内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	0	0	0	0	0	0	0	0				0

別紙1 産業廃棄物処理手順

1. 処理計画

産業廃棄物の処理方策

排出抑制・減量化対策	<ul style="list-style-type: none">・ISO14001 の取得を行い、廃棄物の削減と分別収集によるリサイクル推進を行う。・施工計画段階において、廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
分別対策	<ul style="list-style-type: none">・分別収集作業手順を検討する。・リサイクルを図るため、作業所内での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。・有価資源以外は処理業者へ排出する。
再生利用(リサイクル対策)	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート、アスファルト、木材、石膏ボード等は再生処理業者へ排出する。・作業所内では、資材を繰り返し使用する。・自らも再生資源を積極的に使用する。

2. 産業廃棄物の処理

(1) 収集運搬

委託しようとする収集・運搬業者については、許可証の写しを受け取り下記の確認を行い、契約をする。

- 1) 収集・運搬だけか、処分もできるか
- 2) 産業廃棄物の種類
- 3) 収集・運搬能力
- 4) 許可条件
- 5) 許可期限

委託した業者がとりにきているかどうか、許可証の写し、運搬車両の登録番号で確認する。

(2) 処分

委託しようとする処分業者については、許可証の写しを受け取り下記の確認を行い、契約をする。

- 1) 産業廃棄物の種類
- 2) 処理施設の種類及び処理能力
- 3) 許可条件
- 4) 許可期限

廃棄するものは、下記の処分場にて処理する。

- | | |
|------------|--|
| 1) 安定型処分場 | (ガラスくず・陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず) |
| 2) 管理型処分場 | 有害産廃を除く
無害化した特別管理産廃を含む
(燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず等) |
| 3) しゃ断型処分場 | 有害産廃特別管理産業廃棄物 |

委託した業者の処理施設や処理の状況を適宜確認する。

3. 処理の管理

- ・ISO14001の取得を図り、作業所での分別と結果報告を実施。
(現場ごとの産業廃棄物管理票の活用)
- ・作業所の産業廃棄物処理状況と管理体制を適宜点検し指導する。
- ・現場責任者は、作業所における廃棄物管理組織を整備し定期点検を実施するなど、日常管理の徹底を図る。

別紙2 産業廃棄物に係る管理体制

作業所組織図

